個人番号の提供について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第９条第３項及び第１４条第１項の規定に基づき、相続税法（昭和２５年法律第７３号）第５９条第１項第２号に規定する退職手当金等受給者別支払調書作成事務に必要となる個人番号について、下記のとおり提供します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 退職者 | 氏名 |  |
| 生年月日 | 　年　　　　　月　　　　　日 |
| 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受給者 | 氏名 |  |
| 生年月日 | 　年　　　　　月　　　　　日 |
| 個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

令和　　　年　　　月　　　日

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

受給者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

群馬県市町村総合事務組合管理者　　殿